

## 平成29年 第4回農業委員会総会議事録

1・会議名 有田町農業委員会 第4回総会

2・日時 平成29年4月3日(月) 午後15時～16時00分

3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室

### 4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 非農地証明願いについて	3件
議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について	1件

### 5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		藤 俊信	6	○		福島 晴人
(13)副会長	○		庄山 嘉	7	○		藤井 和義
1	○		前田 稔	8	○		北川 利和
2	○		福島 強志	9		○	古川 正義
3	○		空閑 久生	10	○		川尻 宗代
4	○		岩永 嘉之	11	○		福田 タエ子
5	○		山口 則久	12	○		石橋 和馬

# ○農業委員会総会議事録

## ○事務局

定刻になりましたので、只今から平成29年第4回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## ○会長挨拶

皆さん、こんにちは。新年度が始まりまして皆様方にはお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。

先ほど事務局長が申しましたとおり、制度が変わり農業委員会の改選方法から変更になるということです。終了後にこの件について話し合いたいと思っています。本日も慎重に審議をお願いします。

## ○事務局

只今の出席委員は14名中13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

## ○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(前田稔)、2番(福島強志)委員をお願いします。

日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

以前はみかんを栽培していたが、現在は不耕作地となっています。傾斜地で段々畑となっており、年齢的な問題もあり今後耕作していくのは難しいと考えられています。クヌギを植林し土砂流出防止と景観維持を行うため申請されるものです。

## ○議長

現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6番委員

下内野の土地となります。記載のとおり申請地は傾斜地でミカンを栽培されていました。水の問題もないですので問題ないかと思われま

## ○議 長

現地確認の説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

これだけの土地でレストランをされるんですか。

## ○事務局

正式には申請書は提出されていませんが、そのように聞いています。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

農地法第4条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請1番は許可相当として、また3,000㎡を超える案件なので農業会議の意見を聞いたうえで県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請1番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲受人の会社は、〇〇〇店の姉妹会社で太陽光発電・不動産取引・コインランドリー・イベント施設等の企画運営を行われる会社です。今回は複合型リゾート施設の計画です。内容はイベント、アトリエ、物産販売、カフェレストランで、年間12,000人の集客計画です。他の候補地として下内野地区内を探されていましたが、用地面積、買収交渉がまとまらなかったため現在地での申請となっています。申請地は、景観、交通アクセスが良好のため、譲渡人の〇〇さんに相談され了承を得られたことからの申請となっています。申請地は、以前、譲渡人の〇〇さんの父が肥育牛の施設として使用されていましたが、辞められて以降、他の肥育牛農家のわらの集積場として利用されていました。3,000㎡以上の開発として開発許可について伊万里土木事務所を確認したところ、既存の建物を利用すること、土地の造成が軽微なため開発許可申請には該当しないと考える、と回答を得ています。町道との隣接における許可についても既存の進入口を利用するため、現時点では不要と回答を得ています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○9番委員

申請地は、議案1号でありました土地から50mほど西にあります。既存の建物をリフォームし使用されることから問題ないかと思われます。

## ○議長

地元の委員さんからお願いします。

## ○13番委員

補足をしますと、以前、牛を飼育されていたいましたが、現在では飼育も無く有効活用をされていました。建物は鉄骨造りとなっています。申請人の息子さんは、画家でいろんな絵をアトリエに飾り、集客をしたいと言う事です。地元としては、いい事かと思っています。

## ○議長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3番委員

再度確認ですが、既存の分を使用すれば開発行為の申請は必要ないという事ですね。

## ○事務局

建物を新規に作る場合は開発行為の申請が必要ですが、既存の建物を使用する。また、土地の形状も切土・盛土が50センチと軽微なもので該当しないという事でした。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

農地法第5条の申請1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請1番は許可相当として、また3,000㎡を超える案件なので農業会議の意見を聞いたうえで、県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の申請2番について議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

譲受人は6人家族であり孫が高校卒業するため車の駐車場所が足りなくなるため、また家への進入路が他人の宅内を通行しないといけないことを踏まえ道路に面する用地を確保したいため申請するものです。

町道との道路法第24条の工事承認済みです。国見土地改良区のパイプラインが通っているので、国見土地改良区との協議済みです。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○4番委員

図面にありますように排水路について検討されたようですが、パイプを通し現在ある水路に排水ということで問題ないかと思われま

## ○議 長

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○7番委員

地目変更は。

## ○事務局

審議された結果になります。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

農地法第5条の申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第5条の申請2番は許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号 非農地証明願い申請 1番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

昭和56年頃、申請者の父が隣地の〇〇さんから家への進入路として利用したいと相談があり農地の一部を分筆したが、農地のため所有権移転が出来ず、道路として貸して現在に至っています。無断転用であることから始末書が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○4 番委員

図面を見ていただければお分かりになるかと思いますが、アスファルト敷きとなっています。始末書も提出され問題ないかと思われます。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問がないようでしたら、採決に移ります。非農地証明願い1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第3号非農地証明願い1番について、許可されました。

続きまして、議案第3号 非農地証明願い申請2番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

- ① 平成17年旧西有田町から結いの里事業で補助金がありその補助金を利用して近隣数軒とともに自分の土地を潰して道路拡幅を行った。
- ② 昭和38年ごろ自宅を建設した当時から進入路として利用している。
- ③ 昭和53年ごろ地元の建設会社に事務所敷地として貸していた。現在は事務所を撤去し駐車場として利用している。
- ④ 相続により取得したが、現地もどこにあるか判断できない。道も無く耕作は不可能である。

無断転用であることから始末書が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○6 番委員

①②は添付の写真のとおり、現地は道となっています。③は、現在はありませんが、建設会社の事務所と倉庫がありました。現在は駐車場のようになっています。④は山の中で雑木林となっています。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○3 番委員

このため池は綺麗にしていますか。

## ○事務局

しています。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

非農地証明願い 2 番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第 3 号非農地証明願い 2 番について、許可されました。

続きまして、議案第 3 号 非農地証明願い申請 3 番について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書の朗読～

①～③について平成 21 年に相続した土地です。父がみかんを栽培していましたがやめた後、ヒノキを植林しています。

④～⑧昭和 60 年ごろより父が鶏舎敷地として貸して現在に至っています。無断転用であることから始末書が添付されています。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いします。

## ○5 番委員

写真が添付されていますように、①現地は下山谷で、石橋委員宅より伊万里市へ行ったところですが。幹も大きく山林化している状況です。

②③は寺尾で、杉林でうっそうとしています。④～⑧は、説明がありましたとおり鶏舎の一部として使用されています。

## ○議 長

説明が終わりました。質問のある方は、挙手をもって質問してください。

## ○5 番委員

鶏舎用地の中にこの方の土地があるようですが、ミカン栽培を辞められた後に鶏舎になっているようですが、問題ないんですか。地目変更の必要があるのでは。

## ○事務局

ここは、農業用施設ですので軽微な変更となります。地目変更までは求められていなかった頃かと。

## ○1 2 番委員

では、地目変更して雑種地になるんですか。

## ○事務局

最終的には法務局が現地確認をして地目が決定することになります。

## ○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

非農地証明願い 3 番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成により議案第 3 号非農地証明願い 3 番について、許可されました。

続きまして、議案第 4 号 1 番 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請について。事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

～議案書を朗読～

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

## ○議 長

事務局より説明が終わりました。現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前に確認をさせていただいており問題はないという事です。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。



## ○4番委員

賃借料がないようですが。

## ○事務局

使用賃借権となっています。

## ○議長

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号1番 について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成により議案第4号、1番は承認されました。承認を得ましたので、農用地利用集積計画を作成するよう要請する事といたします。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、他に連絡等ありませんか。 その他、ございませんでしょうか。(なしの声)

平成29年第3回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は平成29年5月1日(月)の予定です。

総会 16時00分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署名

署名 1番

署名 2番

書記 坂井 資幸